

令和８年度斑点米カメムシ類緊急防除支援事業費補助金に係るＱ＆Ａ（未定稿）

令和８年８月１９日
農業振興局生産振興課

Ｑ１ 今回の事業の目的は。

Ａ１ 本事業は、令和８年に発生が増加している斑点米カメムシ類の被害を抑えるため、通常防除に加えて実施される広域での追加防除にかかる経費の支援を目的としている。

Ｑ２ 今回の事業の対象となる品目は何か。

Ａ２ 全水稻が対象で、品種及び主食用、飼料用等の用途は問わない。

Ｑ３ 「追加防除」はどのように定義するか。

Ａ３ 斑点米カメムシ類（イネカメムシを含む）の防除を目的として実施した３回目防除を対象とする。

Ｑ４ 対象を３回目防除としたのはなぜか。

Ａ４ 病害虫防除指針、病害虫防除所の発生予察情報、各ＪＡの防除暦において、斑点米カメムシ類の防除は通常防除１回＋追加防除１～２回、イネカメムシを対象とする場合は通常防除２回を基本としており、カメムシ種によって異なるが、確認作業の簡素化のため一律に３回目の防除を対象とする。

Ｑ５ 対象経費の考え方は。

Ａ５ 広域で行われる、防除委託経費（薬剤費込み）を対象とする。ただし、防除を受託する生産者等が一体的に自主防除を実施する場合は、受託に係る部分を除き、散布に要した薬剤費を対象とする。

Ｑ６ １０ａあたりの上限事業費３，３００円の根拠は。

Ａ６ 聞取りによるＪＡの防除委託経費（スタークル液剤１０、ヘリ防除委託）を基準としている。

Ｑ７ 農薬の散布実績についてはどの機関が、どのようにして確認するか。

Ａ７ 系統出荷農家に対してはＪＡ等が、生産者名、ほ場の場所、面積、散布日及び金額がわかる書類（請求書等）を対象農家から提出を求め、農薬散布の実績を確認いただきたい。系統外出荷農家に対しては、市町村による確認をお願いしたい。

Ｑ８ 受託生産者等の防除実績はどのようにして確認するか。

Ａ８ 受託防除と自主防除それぞれが一体的に実施されたことがわかる書類（ほ場図、散布日等）を確認し、薬剤費については、自主防除にかかる面積に単位面積当たりに要した薬剤費を乗じて算出する。

Ｑ９ 交付決定前に防除を行っていても補助対象となるか。

Ａ９ 既に行われていても、対象期間内に行った緊急防除であれば補助対象となる。

Ｑ１０ ＪＡが取りまとめて申請できるか。

Ａ１０ 事業実施主体はＪＡ、生産組織、生産者なので、ＪＡが取りまとめて申請することも可能。

Q 1 1 申請を J A が取りまとめて行う場合、申請書は各生産者が個々に作成するのか。

A 1 1 各生産者の追加防除実績が栽培管理日誌により把握できるのであれば、J A が取りまとめて申請することも可能である。

Q 1 2 市町村の義務負担はないか。

A 1 2 市町村の嵩上げは任意としているが、制度の目的を鑑み、県だけではなく市町村へも可能な限り負担をお願いしたい。

Q 1 3 市町村の予算措置はいつか。

A 1 3 予備費、市町村長による専決、補正予算など、市町村の実情に応じて予算措置をお願いする。

Q 1 4 事業完了は何に基づくのか。

A 1 4 市町村が対象農家等へ補助金を支払った日を事業完了日とする。